

**内灘町介護予防・生活支援サービス事業
単位数サービスコード表
(令和3年4月施行版)**

令和3年4月1日から、サービスコードが変わります。

総合事業は、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

内灘町内の事業者が他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く）に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該他市町村の設定するサービスコードを使用します。

逆に、内灘町外の事業者が内灘町の被保険者（住所地特例者を除く）に対してサービスを提供する場合は、内灘町の基準等により、内灘町のサービスコードを使用します。

訪問型サービス

内灘町訪問介護相当サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コード A2）

- 単位の改正
- イ～ハにおける同一建物に関するコードを削除
- 同一建物減算（定率）、令和3年9月30日までの上乗せ分のコードを新設

通所型サービス

内灘町通所型介護相当サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コード A6）

- 単位の改正
- 栄養アセスメント加算、科学的介護推進連携加算、令和3年9月30日までの上乗せ分等のコードを新設

【色分けルール】

赤字：変更

黄色：新設